

対馬市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成27年 6月29日(月) 午前10時30分から午前11時40分

2. 開催場所 対馬市峰地区公民館 2階 講堂

3. 出席委員 (23人)

1番 太田吉雄	2番 鬼橋孝幸	3番 桐谷善明
5番 畑島孝吉	6番 庄司幹雄	7番 長瀬円
8番 初村重政	9番 岡村高史	10番 松村英二
11番 吉野敏	12番 阿比留なみ恵	13番 佐伯武久
14番 佐伯理	16番 兵頭榮	17番 御手洗輝美
18番 糸瀬安則	19番 小宮貞司	20番 小宮正至
21番 神宮教子	22番 須川久己	24番 上野秀一
25番 米田賢明	27番 中村國安	

4. 欠席委員 (4人)

4番 小島喜介	15番 永留縫子	23番 縫田和己
26番 春田新一		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第1回)
議案第6号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第1回)
議案第7号 非農地証明書交付願いについて
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局参事兼課長補佐	庄司 克 啓
農林水産部農林・しいたけ課主任	石丸 真
中対馬振興部地域振興課副参事兼係長	中村 龍 一
上対馬振興部地域振興課副参事兼係長	庄司 伸 吾

7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成27年度対馬市農業委員会第2回総会を開会いたします。

現在の委員定数は27名、本日の出席者は23名で、総会は成立しますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程 第1、議事録 署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、1番の太田吉雄委員、2番の鬼橋孝幸委員にお願いいたします。

議事日程第2、会期についておはかりします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認め、本日、1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回は3件の申請がありますが、その内、1件は桐谷善明委員さんが関係する案件がありますので、はじめに、桐谷委員さんに関係の無い議案を審議いたします。

それでは、議案第3号、番号1、番号3の事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号1、3について説明します。

番号1は、厳原町〇〇の〇〇さんから、〇〇さんに「畑2筆」を売買するもので、経営面積は2,926平米でございます。

次のページをお開き願います。

番号3は、福岡県宗像市の〇〇さんから、美津島町〇〇の〇〇さんに畑5筆を売買するもので、経営面積は1,492平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(2番委員挙手)

2番 鬼橋孝幸委員

議案第3号の1について説明します、今月の23日に申請代理人の〇〇さん、農林しいたけ課の石丸さんと私で、現地を確認しました、譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんとの売買による申請であり、何も問題はないと判断いたしました、審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

番号3の補足説明をお願いします。

(10番委員挙手)

10番 松村英二委員

6月12日に担当の石丸君と私と譲受人の〇〇氏の3名で立ち会いました、売買によるものでありまして、現地確認をしたところ、ほとんどが山林化していましたが、売買には何ら問題ないと思っておりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので、議案3号、番号1、3につきまして賛否を問います。

本案件に、原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします、賛成多数でございます。

本案件は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

ひきつづき、議案第3号、番号2の審議をいたします、対馬市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員さんの一時退席をお願いします。

それでは、議案第3号、番号2の事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の1ページをお開き願います、議案第3号、番号2について説明します。厳原町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに「畑2筆」を譲渡するもので、経営面積は26,232平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号2の地元委員の補足説明をお願いします。

(2番委員挙手)

2番 鬼橋孝幸委員

議案第3号の2について説明します、今月の23日に申請者の〇〇さん、〇〇さん、農林しいたけ課の石丸さんと私で、現地を確認しました、譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは、親戚関係にありまして、現地は譲受人の〇〇さん自宅の裏になります。申請については、何も問題はないと思いますので、審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので、議案3号、番号2につきまして賛否を問います。

本案件に、原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします、全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり許可することに決定いたします。

なお、審議が終わりましたので、〇〇委員の入室を認めます。

議 長

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。今回は1件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の3ページをお開き願います、

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます、譲受人は上対馬町〇〇の〇〇さんで、譲渡人は4名で、各1筆ずつの4筆となっております。

上対馬町〇〇の〇〇さんの畑で320平米。同地区、〇〇さんの畑、136平米、同地区、〇〇さんの畑、308平米。同地区、〇〇さんの畑、236平米であります。

転用目的は住宅及び駐車場、建築面積は191.61平米、位置図、配置図等は4から12ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(24番委員挙手)

24番 上野秀一委員

番号1について、補足説明をいたします。立会をこの6月24日、上対馬支援課、係の庄司さん、農業委員会事務局の庄司課長補佐、それに〇〇さん、父さんの〇〇さんと私の5名で現地立会をいたしました。

この用地は住宅及び従業員用の駐車場用地として申請されたものであります。

〇〇さんは、現在大浦の方に、スーパーマーケットを経営されておられて、今回の予定地から店舗までは200メートル程の非常に近い距離にありまして、店舗の管理、特売日の駐車場不足などを検討され、大浦に住居を構え、従業員駐車場を整備することになり、今回の申請になった模様であります。

詳細については、4ページから12ページに記載されております、現状におきましては周囲に迷惑をかけるような事柄はないと思われまますので、ご審議の程、申し上げます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(25番委員挙手)

25番 米田賢明委員

地元委員の説明がありましたように、何も問題がないと思われまますので、私は賛成でございます。

議 長

他にございませんでしょうか。(異議なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をお諮りします、議案第4号につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成でございます、本議案について、許可相当とし当委員会の意見を付しまして、県知事に進達することに決定いたします。

つづきまして、議案第5号、農用地利用集積計画について農地中間管理事業第1回を議題とします。本議案は13件、一括上程となります、阿比留なみ恵委員さんが関係する案件がありますので、対馬市農業委員会会議規則第10条の規定により、阿比留委員さんの一時退席をお願いします。また議案第6号も関連がありますので、つづけて退席となります。

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の13ページをお開き願います、
議案第5号、平成27年度農用地利用集積計画について（農地中間管理事業第1回）でございます。

農地中間管理事業は、農業経営基盤強化促進法で利用権設定をしますので、農業委員会での決定が必要であり、提案するものであります。

今回13件の利用権設定の申し出があっており、合計で42筆51,638平米であります。次のページをお開き願います。

利用権の設定を受ける者は、長崎市江戸町2番13号の公益法人長崎県農業振興公社、理事長、濱本磨毅穂さんで、(賃借)期間はすべて10年間であります。あとは、番号、利用権の設定をする者、筆数、面積の計、利用権の種類、賃貸借料の順に説明させていただきます。

番号1、豊玉町〇〇の〇〇さん、3筆の4,062平米、使用貸借です。

番号2、同地区の〇〇さん、2筆の2,597平米、使用貸借です。

番号3、同地区の〇〇さん、2筆の2,931平米、使用貸借です。

次のページをお開きください。

番号4、同地区の〇〇さん、5筆の4,431平米、使用貸借です。

番号5、同地区の〇〇さん、3筆の3,049平米、使用貸借です。

次のページをお開き下さい。

番号6、同地区の〇〇さん、3筆の3,962平米、使用貸借です。

番号7、同地区の〇〇さん、1筆の2,335平米、使用貸借です。

番号8、同地区の〇〇さん、2筆の3,360平米、使用貸借です。

次のページをお開き下さい。

番号9、同地区の〇〇、相続人代表、〇〇さん、3筆の3,313平米、使用貸借です。

番号10、同地区の〇〇、1筆の1,527平米、使用貸借です。

次のページをお開きください。

番号12、東京都大田区の〇〇さん、10筆の11,740平米、賃貸借で反当たり7,000円。

次のページをお開き下さい。

番号13、峰町〇〇の〇〇さん、6筆の7,214平米、賃貸借で反当たり7,000円。

番号14、同地区の〇〇さん、1筆の1,117平米、賃貸借で反当たり7,000円。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(13番委員挙手)

13番 佐伯武久委員

番号11は、取り下げとなりましたので、議案第5号、番号1から番号10について説明します、6月24日に農地中間管理事業担当の松村さん皆川さん、農

業委員会事務局の庄司課長補佐、中対馬振興部の中村さん、阿比留なみ恵委員さんと私で現地を確認しました。

今回の農用地利用集積計画に上げられている地権者住民と25筆の農地は、これまでは個人的な貸借により、廻機械利用組合が借り受けていたものでありますが、今回、農地中間管理事業を利用し、集約することになりました。

作業の効率化も計られ、何も問題ないと思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

(17番委員挙手)

17番 御手洗輝美委員

6月24日に、私と永留委員、事務局の庄司さん、農地中間管理事業担当の松村さん皆川さんの5人で確認をいたしました。

番号12から14について説明します、番号12につきましては、以前、耕作されていた〇〇氏が平成25年に亡くなられ、地元には高齢の母親しか残っておられません、子供さんは東京在住で耕作することが出来ません。

13番、14番で申請のあった農地はここ数年、耕作されておらず、カヤが生い茂っている状態です。

この程、農地中間管理事業との貸借が成立し、耕作放棄地の防止と解消が出来、優良な農地を残すこととなりますので、ご審議の程、お願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員さんの補足説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

番号1から15に付きましては、中間管理機構に貸していただくことは、大変いいことだと思います、全国的に少子高齢化により、農業後継者も少なくなり、耕作放棄地がふえる中、耕作放棄地も含め、農地を借り上げ、意欲のある農家や農業振興公社に貸し出すのは、農業委員をはじめ、地域の農家など一体的に進めなくてはいけないと思います。

今日は農林・しいたけ課の日高課長補佐が来られていますので、一つ伺います、中間管理機構と契約する場合、10年間という制約がありますが、契約期間の途中で売買をする場合、出来るかどうか、伺います。

議 長

協議会で、議論を深めたいと思います。

(10年契約の途中で解約し、売買は可能ですが、協力金の返納が必要と思われる、まだ、これから色々と問題が出ると思いますが、国、県の動向を見ながら、報告します。)

本会に戻ります、他に質疑はないでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますのでお諮りいたします、議案第5号につきまして、11番を除き、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます、本案件は、原案のとおり承認することに、決定いたします。

議 長

次に、議案第6号、農用地利用配分計画について（農地中間管理事業第1回）を議題といたします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の20ページをお開きください。

議案第6号、平成27年度、農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業）を、ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進する法律、第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。

今回、権利の設定を受ける者は2名、合計で42筆51,638平米であります。なお、議案第5号で集積しました農地を議案第6号で配分することになります。次のページをお開きください。

利用権設定をする者は2件とも、長崎市江戸町2番13号の公益財団法人長崎県農業振興公社、理事長、濱本磨毅穂さんです。

利用権の設定を受ける者は、豊玉町〇〇の〇〇さん、25筆、31,567平米。次のページをお開きください。

利用権の設定を受ける者は、対馬市峰町三根3番地30の一般財団法人対馬市農業振興公社で、17筆、20,071平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。この案件につきましては、農林しいたけ課から、補足説明をお願いします。

(課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 日高課長補佐

ただ今、ご承認いただきました、第5号議案に関連しまして、第6号議案平成27年度農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきましては、先ほどの農用地利用集積計画により、農地中間管理機構へ移動したあと、機構が新たな担い手に貸し付けを行う為の手続きであります。

今後は、本日の農業委員会の意見書を添えて機構に本配分計画（案）を提出し

県において決定公布をされることで、すべての貸借の手続きが完了する運びとなっております。

権利の設定を受ける者は、まず、豊玉町廻の25筆は豊玉町〇〇にお住まいの〇〇氏でございます。

この方は廻地区を中心に、任意組織、廻改良組合を結成されており、その代表として借り受けるものであります。

次に峰の17筆は、一般財団法人対馬市農業振興公社が借り受けるものとなっております。

以下、権利を設定する土地、並びに設定する権利につきましては、農用地利用集積計画と同じく、ここに記載してありますとおりでございます。なお、設定する権利の中の始期、終期につきましては県の配分計画の関係から平成27年8月10日から10年間としています。

以上簡単でありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので賛否をおはかりいたします。

議案第6号について、原案とお承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数でございます、原案のと承認することに決定いたします。なお、審議が終わりましたので、阿比留委員の入室を認めます。

議 長

次に、議案第7号「非農地証明書交付願いについて」を議題といたします、今回は4件であります。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の23ページをお開き願います、議案第7号、非農地証明書交付願いについてでございます。

番号1、申出人は美津島町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑、1筆でございます。位置図、写真等は25から28ページをご参照ください。

番号2、申出人は豊玉町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑、2筆でございます。位置図、写真等は29から32ページをご参照ください。

次のページをお開きください。

番号3、4の申出人は東京都小金井市の〇〇さんで、番号3の申請地は上県町〇〇の畑、1筆でございます。位置図、写真等は、33から38ページをご参照ください。

番号4の、申請地は上県町〇〇の畑、2筆で、位置図、写真等は、39から43ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(10番委員挙手)

10番 松村英二委員

6月の22日に私と担当と申請人の〇〇さんと3名で現地立会をいたしました、申請地に隣接しています〇〇番地〇には昔から倉庫などの建物が存在してありました、その横に住居とした建物が今回申請地でございます。

現地確認をした結果、農地として不適と思ひますので、審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

番号2の地元委員さんお願ひします。

(13番委員挙手)

13番 佐伯武久委員

議案第7号の番号2について説明します、6月17日に申出人の〇〇さん中対馬振興部の中村さんと私で、現地を確認しました。

32ページの写真を見てもらえれば、分かると思ひますが、申出人の〇〇さんによりますと、この土地は昭和62年頃から既に耕作されておらず、山林化し現在に至っているそうです、隣接地も山林であり何も問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長

番号3、4の地元委員さんお願ひします。

(22番委員挙手)

22番 須川久己委員

上対馬担当の庄司さんと2人で現地確認に行きました、現地は山林と家に挟まれた、3メートルも無い土地で耕作は不可能と思われます。

4の方も佐須奈の大地の浜から井口浜に通る林道の横にありまして、川と林道に挟まれた細長い土地で山林化しておりますので、審議のほどお願ひします。

議 長

地元委員さんの補足説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします、議案第7号につきまして、原案のとおり、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数でございます。原案のとおり交付することに、決定いたします。

以上で、本日提案されました、議案を、皆様方には慎重に、ご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5 その他の事項ですが何かありませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

これから、話し合いたいことがあります、協議会でお願いいたします。

議 長

それでは、協議会にいたします。

(遊休農地の解消について。

遊休農地は、農業機械の搬入路がなかったり、狭地であったり、耕作条件不利地が耕作放棄地となっている状況である。

農業委員は、各地域の遊休農地を調査し、小規模な改良で解消できる農地を把握し、事務局でとりまとめ、市当局、市議会に建議をしてはいかがかと思います。)

(いろんな意見が出たが、まとまらず、これからも協議していくことになった。)

議 長

本会議に戻ります。

それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。

会 長 中 村 國 安

署名委員

署名委員